社団法人東村山法人会報

向日葵 ひまわり

第225号
平成25年２月号

今月の表紙：岐阜県大野郡白川村

主な内容

ちょっと知りたい税理士コラム・・ 2—3
税務署だより・・・・・・・・・・・ 4—5
署長インタビュー・・・・・・・・・ 6—7
税の作文コーナー・・・・・・・・・ 8—10
会社紹介・・・・・・・・・・・・・・ 11
地域のイベント情報・・・・・・・・・ 12
税金クイズ集計結果・・・・・・・・・ 13
平成25年度セミナーのご案内・・・・・ 14
社労士ｃｏｌｕｍｎ・・・・・・・・・ 15
新入会員紹介・・・・・・・・・・・・ 16
人人・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
新春講演会賀詞交歓会実施報告・・ 18—19
確定申告説明会報告・・・・・・・・・ 20
公益財団法人移行後の体制・・・・・・ 21
ブロック等活動状況・・・・・・・・ 22—23
法人会行事のご案内・・・・・・・・・ 24

社団法人東村山法人会
www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp

ちょっと知りたい税理士コラム

利益はどこに消えた

1 利益はどこに消えた？

商売を始めようと決心しました。金庫を確認すると、現金が100万円あります。これを元手に事業を開始しました。

一生懸命働き、１年後、事業の成果を表している損益計算書を確認しました。すると利益が60万円出ています。60万円の利益があるのなら、現金は当然160万円あるだろうとわくわくしながら、金庫を確認しました。

ところが中には現金が10万円しかありません。別の金庫があるわけでも、ましてや個人的な支払いをしたわけでもありません。計算も間違っていないようです。

では、利益はどこに消えてしまったのでしょうか。

2 勘定合って･･･

では、当期の取引を確認しながら、考えてみます。

まず商品を仕入れ、その代金90万円を現金で支払いました。

するとすぐにお客さんが現れ、この商品を150万円で販売しました。ただし「支払いは２年後」という約束です。

当期は上記の取引だけで終わりました。損益計算書では、売上150万円－原価90万円＝利益60万円となっています。

しかし、現金の動きを見れば、受け取った現金０円－支払った現金90万円で、90万円の現金が減っています。利益は60万円出たのに対して、現金は90万円減少しています。

どうやら利益の発生と現金の増減は、まったく関係のないようです。

損益計算書

現金残高

3 失われた利益を求めて

なかなか見えてこない利益を探しましょう。そこで、もう一つの財務諸表である貸借対照表を確認してみます。

貸借対照表は財政状態を表しており、資産・負債・資本で構成されています。持っているもの（資産）から、支払うべきもの（負債）を差し引いた残りが、自分の持ち物（資本）であると表わしている書類です。

まず、事業開始時から確認します。現金100万円で事業を始めたので、現金という資産が100万円、元手として出資したのが100万円、負債は当然０円です。これが事業を開始したときの貸借対照表です。

では、１年後はどうなったでしょうか。

最初に資産から考えてみましょう。手元にある現金の10万円、これはすぐにわかります。次にお客さんからお金をもらう権利、いわゆる売掛金150万円を持っています。資産は上記の現金と売掛金で、これらの合計は、10万円＋150万円＝160万円となります。

負債は発生していないので、０円です。

最後に資本です。自分の持ち分である資本は、「資産－負債」で計算できるので、160万円－０円＝160万円です。

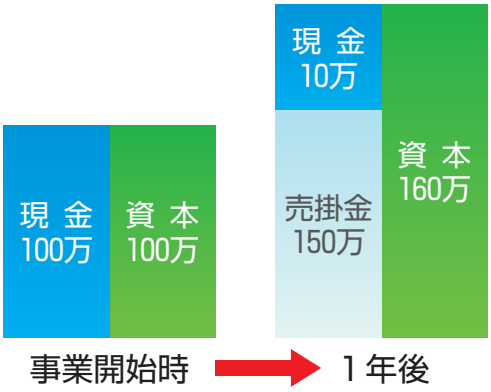

4 資本の動きを探る

資本は、出資者の持分を表していました。当初出資したのが100万円で、１年後160万円になりました。１年で60万円増加しています。

この金額、どこかで見ましたね。損益計算書で計算した利益と同じ額です。

利益は消えたわけではなく、また、必ずしも現金という形で存在するわけでもありません。利益の行き先は資本だったということです。

また、資本が大きくなると、その分だけ資産を増やす、あるいは負債を減らすことができます。

これまで貸借対照表と損益計算書の概略を説明しました。
それぞれの意味を持つこの２つの書類。今回は、この関係を説明します。

税理士　古田 八州

5 利益よりも大切なもの

余談ですが、今回の事業で出た利益60万円に対して、税金は約30％、20万円発生します。税金は基本的に現金で一括納付しなければなりません。しかし、手持ちの現金は10万円です。このままでは税金を払うことができません。

経営を続ける上では、利益よりも資金のほうが大切になることもあります。これは、また別の機会にご説明できればと思います。

6 資本は続くよどこまでも･･･

１期目、60万円の利益がでました。

貸借対照表の資本は、前述の通り、100万円＋60万円で160万円になりました。

２期目には、残念ながら10万円の損失が出てしまいました。よって２期目の資本は、１期目160万円－10万円で、150万円になります。

３期目には70万円の利益が出ました。よって３期目の資本は、２期目150万円＋70万円＝220万円になります。

このように、損益計算書で計算した利益・損失は、毎期、貸借対照表の資本の部に移っていきます。こうして現在の資本は、長年コツコツと積み重ねた利益を、ひとつにまとめたものになります。

資本の動き

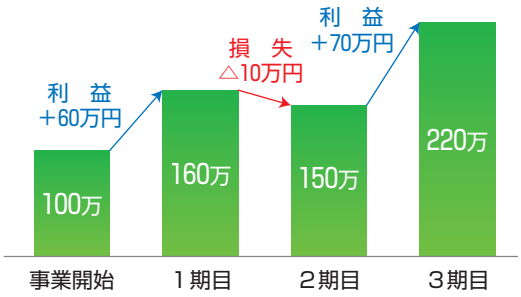

7 資本の中身

次に資本の中身を確認していきます。

資本は大きく分けて２つに分かれます。１つは出資されたもの、もう一つは上記のとおり、利益を積み重ねたものです。同じ資本ですが、前者は出資者から受け取ったもの、後者は会社が作り出したものです。貸借対照表では、この２つを明確に区別して表示しています。

また、前期までの資本を「樹木」に見立てて、当期の利益を「果実」にたとえたりします。

当期の「果実」は、将来の「樹木」になり、さらに「果実」を実らせるということを繰り返します。経営とは、「資本を活用し、利益を得る」ことを象徴的に表しています。

8 最後に

このように、損益計算書と貸借対照表は、利益で結ばれています。

また、事業を大きくすることは、すなわち資本を大きくすることです。

皆さんの事業も、立派な樹木に育て、より大きな果実を収穫していただきたいと思います。

Profile | 古田 八州

東京税理士会東村山支部所属

システム会社勤務後、複数の会計事務所を経て平成19年開業。コンピュータを利用し、経営全般をサポートする会計事務所を目指す。
現在も柔道の稽古に励む一男一女の父。

保有資格　■第１種情報処理技術者　■ＡＦＰ　■販売士１級　■柔道三段

所 在 地　東久留米市前沢2-4-7　TEL 042-444-0481

e-mail　yashimaf@nifty.com

税務署だより

電話による一般的な税のご相談は、東村山税務署へ

確定申告はお早めに！

- 所得税の申告と納税は、２月18日(月)から３月15日(金)までです。
- 個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納税は、４月１日(月)までです。
- 土曜・日曜日は閉庁日ですが、東村山税務署では、平成25年２月24日(日)・３月３日(日)に限り、確定申告書作成のアドバイス及び申告書の受付を行います。
  なお、当日は国税の領収、納税証明書の発行及び電話での相談は行っておりません。

www.nta.go.jp

申告書の作成は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で!!

便利な

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成したデータは、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。

※e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要です。)、ＩＣカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

e-Taxをご利用いただくメリット

①最高3,000円の税額控除
（平成19年分から24年分の確定申告でいずれか１回）
②添付書類の提出省略
③還付がスピーディー
④所得税の確定申告期間中は、祝日等を含めて24時間ご利用できます

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

www.e-tax.nta.go.jp　イータックス　検索

申告・納税は簡単・便利なe-Taxで！

電話の上、音声案内に従ってください。電話相談センターの相談員がお伺いします。 | 東村山税務署：東村山市本町１-20-22 TEL：042-394-6811

納付方法について

振替納税を利用	平成24年分の確定申告分の振替納付日は、次のとおりです。 ▶ 所得税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・平成25年４月22日（月） ▶ 個人事業者の消費税及び地方消費税・・・平成25年４月24日（水） ※新規に振替納税を利用される方は、「預貯金口座振替依頼書」に必要事項を記載して、所得税は平成25年３月15日（金）まで、個人事業者の消費税及び地方消費税は平成25年４月１日（月）までに所轄税務署に提出してください。
現金で納付	現金に納付書を添えて、納期限（所得税は平成25年３月15日（金）・個人事業者の消費税及び地方消費税は平成25年４月１日（月））までに、金融機関（日本銀行歳入代理店）又は所轄税務署で納付してください。
電子納税を利用	自宅やオフィスのインターネット等を利用して納付できます。 詳しくは、ｅ-Tax ホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

お車でご来署の際は、臨時駐車場をご利用ください

税務署・臨時駐車場案内図

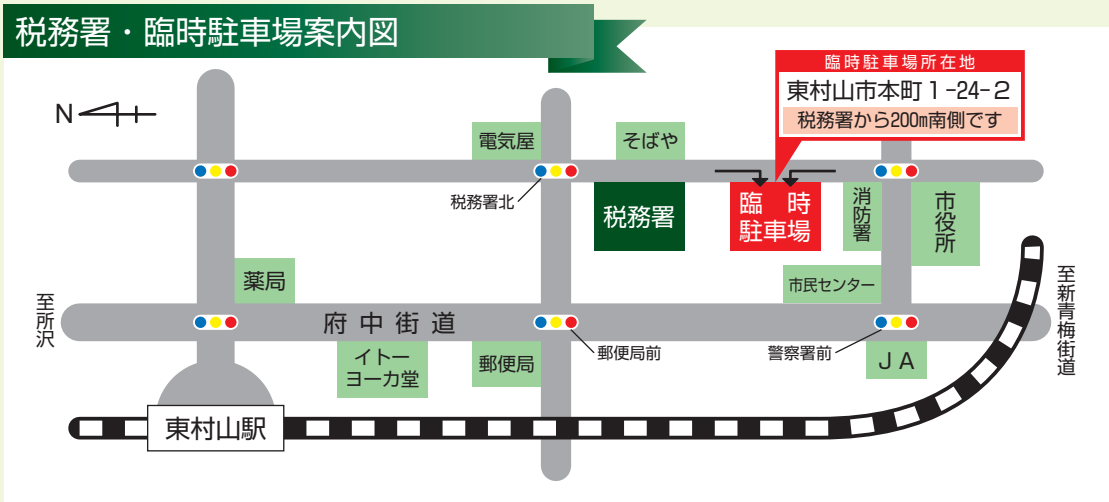

国税に関する最新の情報は、国税庁ホームページへ

署長インタビュー

イータックスのネクタイを締めて

東村山税務署　黒坂 昭一さん

撮影／Shiwori

平成25年１月18日（金）の午前、中條広報委員長が東村山税務署を訪れ、
着任され６ヶ月が経った黒坂昭一東村山税務署長にインタビューしました。

中條広報委員長（左）黒坂署長（右）

雪国育ち

中條：　署長はお生まれが、東北と聞いておりますが、生い立ちなどをお聞かせ頂けませんか。

署長：　**私は、東北は雪国育ち**、山形県北の鮭川村という、山があり川があり自然だけは豊富なところで生まれ、両親以上に近所の口うるさいけれど優しいおばあちゃんたちに育てられましたね。

山形というと、雪が多くお米の産地として、酒どころのため、税務署というと当時は酒(どぶろく)検査というイメージ、地元ではいいイメージはなかったはずですね。最初は、「職場は、税務署」とはしばらく言っていませんでしたね。

今は、人並みに酒に親しんでいることから、法人会役員の方々からは、「酒の好きな署長」という誤った情報(笑)が浸透しているようですね。

いろんな経験に感謝

中條：　これまでの税務署などの勤務で、特に印象に残っていることなどがありましたら、お聞かせ頂けませんか。

署長：　これまでの職場として、税務署は６ヶ所、国税局では３局、国税庁、税大、審判所といろんな組織を経験させてもらっていて、それぞれ多くの人との出会いがあり、出来事があり、それぞれの思いがありますね。これらの経験、ひとつ一つが今の私を作っているもので、いろんな経験をさせてもらったことに感謝していますが、もう一つ、大事なのは、いろんな場面で、手を抜かず取り組んできたのも事実で、東北の気質かもしれませんが、「おしん」ではありませんが、忍耐とこつこつ努力したのがよかったのかもしれません。

特に印象といえば、当署に着任早々、法人会にごあいさつに行ったときに、立派な会館、スタッフ、風格のある会長、着任早々強いイメージと安心感を持ち、その後の会員皆様の活動の熱心さには頭が下がりますね。

今はウォーキングと山登りを楽しむ

中條：　署長という仕事柄、気分転換などに興味をお持ちだと思いますが、また、署長を支えている座右の銘などありましたら、お聞かせください。

署長：　趣味は、読書、映画鑑賞、美術鑑賞からいろいろ変わりましたね。今は、日帰り温泉めぐり、ウォーキング、夏は近隣の山へ、富士登山２回(実は２度目は、高山病のため、８合目まで)昨年は上高地。ウォーキングのきっかけは、「駅からハイキング」に参加してから、勝ち歩き大会(青少年交流協会主催)43キロを新宿から青梅まで、飲まず食わずにひたすら歩く、この大会、青梅街道、新青梅街道を通るため当署管内も通りましたね。当地にはその頃からご縁があったようです。

座右の銘は、吉川英治のことばで「我以外みな師」ということばと、「正直者には尊敬の的、悪徳者には畏怖の的」、これは国税庁が開庁した昭和24年、国税庁の発足に重要な役割を果たしたハロルド・モス氏のことばです。国税庁の道標でもあり、税務署における道標でもあると思っています。もう一つは、署長室に飾ってある福島二本松藩の「戒石銘」です。一度お出でになってご覧ください。

納税コンプライアンスの醸成を目指す

中條：　東村山税務署長として、半年が経とうとしておりますが、署長の抱負はいかがですか。

署長：　職員には、「プロ意識」、「人材育成」、「地元を大事に、地域貢献」を大きなテーマとしてお話しておりますが、皆様の会社経営と同様に、税務署においてもマネジメントが望まれ、現状(この地域)にあってどのような税務運営を行なうか、皆様との関係民間団体との関係においても、いかに皆様と協力して、この地域のために何をすべきかです。

特に、この地域は、５市を抱え多くの納税者、特に所得税の納税者は東京局管内でもトップクラス、職員も160数名、多くの職員を抱えています。その中で、法人会の皆様と一緒に、この地域でしっかりと仕事をさせてもらって、少しでも地域貢献ができ、この地域での納税コンプライアンスの醸成が図れればと考えております。

法人会の更なる地域貢献を期待

中條：　東村山法人会への期待、要望等として、どの様なものがありますか。

署長：　東村山法人会は、私が着任以来の活動を拝見しても、法人会の積極的な活動、ご支援にこれ以上の要望はありません。皆様は、会長のリーダーシップの下、会員の多くの方々が参加していただいた市民・産業祭り、青年部会を中心とした次世代を担う子供たちへの租税教育、更にこれからの情報通信社会を見据えたイータックスの普及推進においても、法人会の会長名での代理送信依頼など積極的な普及活動など、さらに、作文の関係等で他の団体との融合における活動などを見ていると、大変、力強いものがあり、感謝に耐えないというのが本心です。

このような「公益性、ボランティア」、「地域コミュニティー」、「納税コンプライアンスの醸成」の理念のもと、更なる地域貢献、地域の絆を期待したいものですね。

今後も、時には「外部からの目」として、辛口のお言葉を頂戴することも必要でしょうし、また、これまでと同様「良きパートナー」として協力をいただき、この地域の納税コンプライアンスの醸成に努めてまいりたいと考えております。

この度、このような法人会の皆様にお話しができる機会を得ることができ、大変ありがとうございました。

最後になりましたが、法人会の益々のご発展、会員皆様のご事業のご繁栄とご健康を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

税の作文コーナー

平成24年度中学生の「税についての作文」作品集から「社団法人東村山法人会会長賞」入選作品を紹介いたします。管内５市（東村山・小平・西東京・東久留米・清瀬）の生徒さんの作品です。

共にかかわっていく税

東村山市立東村山第三中学校
３学年　菊野 果林さん

私は、この税についての作文を書くまではこんなに身近にあるものなのに関心がなさすぎたなと思いました。国民みんなが、共に必ず生涯でかかわっていかねばならない税は私たちの生活でとても大きな役割を果たしていることをよく感じました。特に私が身近に感じるのは消費税です。何かものを買うときは必ず消費税というものも、はらわねばなりません。ほんの少し、たった５％というお金でも、それが積み重なっていけば大金になるでしょう。しかし、その消費税というお金を使って私たちの身の回りにあるものはできているのです。学校の机や椅子、教科書なども税金で作られています。そう考えると私たちがより安全で豊な生活を送るためには消費税は本当に必要なんだと思いました。中学生のわたしたちもいろいろなところで税金にかかわっています。また、今は必要ではありませんが、私たちが年をとって介護などが必要になった時などに、税に助けられることでしょう。限りある予算の中で国民が安心して暮らせるように国は今増税などを考えているのでしょうか。だとしたら、私たちは安心して希望をもって未来を生きていくために増税という案にこたえていっても良いのではないかと思いました。

また、私は税のことについて調べてみましたが、日本は世界の国と比べると極端に消費税の標準税率が低いことが分かりました。日本は先進国なのに消費税が低いことは意外でした。消費税が20％前後のヨーロッパの国には驚くばかりです。日本は、少子高齢化していて今後税金を福祉に使われていくことが多くなってくると私は思います。だから国が増税の提案をしているのもよく分かりました。国民がはらう税によって日本はいろんな面で支えられています。また、私たちは一日の中でたくさん税とかかわっています。だから、私は税から一生逃げられない立場にいることがよく分かります。私は、それをきちんと受けとめて、国民一人一人の税によって日本がより発展して続いていくと良いと思うのです。税があり、今の日本は成り立っています。安全に私たちが暮らしてこられるのも税のおかげだと思います。税金をもらって工事やパトロールにはげんで下さっている人もいるわけだし、生活環境を整えてくださる人がいるから私たちが何不自由なく安全に暮らしてこれたと思います。わたしたちの身近な安心は納税から作られているのです。一人一人の納税が国の安全を保ち続けていると言っても良いと思います。だから私は、これからの未来ずっと税のこの動きが続いていってほしいなと心から思います。私たちの納税で日本の未来を輝かしいものにしたいです。

税をどう使うか

小平市立花小金井南中学校
２学年　岡元 真理子さん

現代社会で税金はどのように使われているのだろうか。

今年の８月７日の朝日新聞のある記事を読んだ。増税で社会保障は充実するのかという題だ。内容はあるシングルマザーが福祉事務所を訪れた。３人の幼い子供に、おなかに赤ちゃんがいては、当然働くのは難しいことだろう。貯金はなく、現金は600円だった。

その女性が、生活保護を申請しようとすると、「母親と同居したほうがいい。」などと、勧めてくる。支援団体のスタッフが一緒に申請書を出しに行ったが、「忘れ物ですよ。」と言って受け取らなかった。

この記事を読んで私は、冷たすぎないかと思った。生活が厳しくて、お金もなく、そして小さな命があるのに対し、なんて冷たくて思いやりのない接しかたなのか。さらに、こんなことも書いてあった。生活保護の費用を削ろうと、窓口で審査を厳しくする「水際作戦」が強まるとい

う。しかも、今年度の社会保障給付で、約110兆円のうち生活保護は約3.7兆円、約３％しかない。その中で、費用を削ろうとする考えはおかしいと思う。年金や医療はそれぞれ約49％、32％である。多いところから削ることはできないのだろうか。

税金の使い道は、あっているのだろうか。

もう一つ、同じ日の朝日新聞の記事に一人の少女の事について書いてあった。長崎の高校生平和大使になった、福島の高校３年生、高野桜さんについてだ。父、祖母、弟と仮設住宅で暮らし、母と妹は山形県で避難を続けている。自宅は４月に警戒区域が解除された。しかし、たくさんの問題があった。普通に暮らしていた毎日を、深い暗闇に落とした東日本大震災が原因だ。

私は、震災の復興や生活保護、困っている人々に税金を使うべきだと思う。生きることが辛くなった人々に、生きる希望、つまり生活保護を申請するのがあたりまえじゃないのだろうか。

私は、税金は日本で働いている人々や住んでいる人々が納めているお金だと思う。そうしたお金は意味のあるものに使わなくてはならない。確かに、年金や医療も大切だが約３％しかない生活保護も　大切だと思う。現実に申請しようと訪れる方がいるからだ。

家族とも未だ暮らせない人々のためにも、一日も早く共に暮らせるように、そうしたところに税金を使ってほしい。

このように、税金は正しく、意味のある使い方をしてほしい。生活保護を申請しに訪れた人々に、窓口で厳しく審査しても、本当に必要な状態であったら、受理してもらいたい。

税金を正しく、意味のある使い方をしてほしいと思う。

中学生の私たち　税と向き合い、そして考える

西東京市立ひばりが丘中学校
３学年　真保栄 桜さん

８月10日、社会保障・税一体改革関連法案が成立し、消費税率を５％から10％に二段階で引きあげる道筋がついた。この法案の成立は、多かれ少なかれ国民一人ひとりに影響を及ぼすだろう。こうして国民の税金に関する関心が高まっている今、私たち中学生にできることは何だろうか。

最初に、私自身の生活におきかえて増税について考えてみることにする。私はマンガが好きで、月に一冊は必ず買っている。今私が買っているマンガは420円だから消費税が10％増えると440円になる。たった20円ぐらい変わらないと思う人もいるかもしれない。しかし、マンガを買うのは私だけではない。10人、100人と数が増えていくとなると、莫大な金額になるだろう。普段余り実感がわかないかもしれないが、私たちはこうして消費税を納めているのだ。

次に、増税によって世の中はどのような影響を受けるのかを考える。税収を増やすことの一番のメリットは、やはり国の借金を減らせることだと思う。国の財政に余裕ができると、病院や警察など公共サービスが充実し、今よりもっと健康で文化的な社会になることが期待できる。しかし、デメリットも見逃すわけにはいかない。企業は短い時間に多額のお金をかけて準備をしなければならない。また、東日本大震災の被災地には、生活するのがやっとの人もたくさんいる。これらの人たちにとって増税への負担は決して小さくはないだろう。

このように色々な問題もある増税だが、日本の将来へ向けて歴史的な一歩であることに変わりはない。その一歩に、私たち中学生が納める消費税も大きく関わっているのである。あと５、６年で20歳になり選挙権をもつことになると考えると、もはや他人事ではいられないのだ。

今私たちにできること、それは少しでも税金について関心をもち、自らが政治に参加しているという意識を高めることではないだろうか。国を動かすのは政治家だが、そのための税金は紛れもなく私たちが納めている。そして、税金を納めるのは若い世代の将来の為でもあることを忘れてはならない。何の為に税を納めるのか、なぜ増税をする必要があったのか、それらについて知り、考えることは日本国民の一人として私たちの最低限の義務なのである。

税の真実

東久留米市立中央中学校
３学年　小林 麻由佳さん

「105円です。」と言われ、100円ショップなのにな、と思いながら100円玉と５円玉を出した私には疑問が生じた。私はいつも消費税を払っているが、どうして払わなくてはいけないのだろうかということだ。そこで、私は図書館で調べてみることにした。

私達が払っている消費税は、「税金」として国民のために使われているらしい。実際、私が税

金について調べるために利用した図書館は税金で成り立っている。他にもいろいろある。

例えば、こんな事があった。ある夏の日、この日は猛暑だった。私は、中学校で勉強していたが、暑すぎて授業に集中できずにいた。周りに座っている友達、そして先生までもがなんだかぐったりしていた。そんな時、学校にクーラーが入ったのだ。税金で。「幸せ。」涼しいよりもこの言葉が先に出た。

この時は気が付かなかったが、身近にある幸せというものは税金によってできたものがほとんどである。しかし、国民は気が付かないのだ。なぜなら、税金によってその幸せが当たり前となっているから。

そして、最近消費税に動きがある。消費税が今度増税されるらしいとのことだ。現在の日本は、何百兆円もの借金をかかえているため、消費税の引き上げはやむを得ないだろう。仮に、日本の消費税が10％に上がったとする。それでも、外国に比べれば安い方である。高齢者の環境が充実しているスウェーデンでは消費税がなんと25％もあるのだ。前向きに考えれば、日本も環境が充実する可能性が高くなったということになる。

しかし、増税に反対する人は少なからずいるだろう。たしかに、この不景気の中で高い消費税をわざわざ払うのは不本意かもしれない。だが、そのように思っている人達も必ずどこかで税金に助けられ、幸せをもらっている。だから、払うべきなのだ。

税金にはちゃんと意味があったのだ。国に納めるのではない。自分自身に納めるものであるからこそ、払わなければならないのだ。

このことに気がつくために、国民全員が税金が何に使われているのか正しく理解して、自分達が助けられているという自覚をもつことが大切だと思う。

この間、再び「105円です。」と100円ショップにて言われた。わたしは微笑みながら５円玉をだすことができた。

税金の意味

学校法人東星学園中学校
３学年　相良 麻里菜さん

税金という言葉は知っていても、その意味を私はあまり知りません。何に役立てているのだろうと最近になってから少し興味を持ち始めました。

まず税金というのは色々な種類があるのを知りました。でも種類を知っているだけで、全然意味がわかりません。最近ニュースでは消費税が上がるかもしれないという話をよく耳にします。何故そんなにお金を払わなければいけないのかという根本的なことを考えてみました。

日本国憲法第三十条で税金を納めることは国民の義務と定められています。そして国の税金に関する法律は国民による選挙で選ばれた人たちが集まる国会で決められます。これらのことを租税法律主義というそうです。この規定がなかったら、わけの分からない税金を明日から納めろと偉い人から言われたら文句を言うこともできません。そして私たちの生活は何時、どんな税金がかかるのか分からなくなり非常に混乱したものになってしまいます。この規定があるおかげで私達は決められたお金をきちんと払うことができ安全な社会生活を送ることができているんだなと思いました。

税金とは具体的に、どういうことに役立っているのか考えました。まずは安全に通学通勤できるように舗装された道路や橋に、きれいな水や公園、図書館など私達がよく使うものも税金で役立っています。そして落し物や泥棒にあったときには警察の方々にお世話になり、大けがしたときは救急車を呼びます。家が火事になったときには消防車を呼びます。このように私達が安全な生活ができるのも私達が払った税金をもとに国や県、市町村が活動してくれているからです。逆に言うと税金は私達が安全に生活を送る上でなくてはならないものなんだと分かりました。

私達は日々生活をする中で様々な利益を国や地方公共団体から受けています。そのための費用を「税金」という形で負担しています。けれど税金は私達が安全に暮していくためには、とても必要なものなんだとわかりました。税金は必ず払わなくてはいけないものということが理解できました。

会社紹介

Tama

株式会社 多摩商工

一般住宅のリフォームや外構工事、公共事業をはじめ、福祉住環境整備工事（バリアフリー工事）、そして環境対策工事（校庭・屋上緑化工事）まで手掛けている『付加価値創造企業』です。

◀保谷営業所外観

▲施工例

◀代表取締役 鎌田忠詞さん

付加価値創造企業として前進する

弊社は、昭和45年に前身である(有)多摩商工として主に住宅用、店舗用のシャッターの販売・施工店として創業者である先代社長が設立をしました。高度経済成長期に支えられ、額に汗をし働く父親の姿、その背中また電話番に事務仕事そして、私と弟を愛情をもって育ててくれた母親の姿を今でも感謝の気持ちで鮮明に憶えています。

大学卒業後、大手建材メーカーに“下積み”として就職し、営業職として地方の配属となり、一人暮らしをする中、両親のありがたみも分かりました。

27歳の時、メーカーを退職し先代の経営する(有)多摩商工に入社しましたが、バブル崩壊後の建設業不振もあって、苦労の連続でした。それから25年、会社を株式会社化し、営業拠点を下保谷に移転し、在籍していたメーカーと資本提携をし、別会社も立ち上げました。その間、「会社を支える社員づくり」として社員教育や資格取得にも投資をし、“人材”ではなく“人財”となるよう育てて参りました。

現在、一般住宅のリフォームや外構工事、公共工事をはじめ、福祉住環境整備工事（バリアフリー工事）そして環境整備工事（緑化工事）に至るまで地域において実績を上げられるようになりました。特に高齢社会が進む中、介護保険を利用した住宅改修工事は、その制度設立当初から福祉住環境コーディネーター資格者として自ら取り組み、スタッフも充実させ地元西東京市においてもトップクラスのシェアも持つまでに至りました。

今後も時代のニーズそしてお客様から喜ばれる付加価値創造企業として、前に進んで参りたいと思っております。

施工例

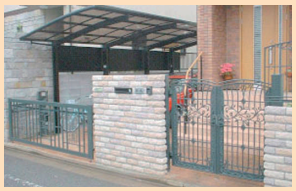

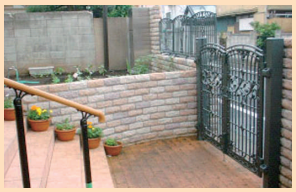

●皆様ぜひお越し下さい

株式会社多摩商工 本社

〒202-0002 西東京市ひばりヶ丘北3-5-19
TEL：042-424-2800 FAX：042-424-3301
http://www.tamasyokou.co.jp/

関連会社 三和エクステリア西東京株式会社

〒202-0004 西東京市下保谷2-1-5
TEL：042-424-8115 FAX：042-424-8119
http://www.sanwa-w.co.jp/

「東久留米市の名所ー竹林公園ー地元が誇る観光スポット」知られざる秘境

地域の名所

東久留米市の名所として古くから知られている。美多摩新聞の1月号1面にも紹介されるほど有名なところで地元住民から散歩道、観光スポットとして誇りにしている。歴史的にも東久留米市が「村の時代」人口2万人(現在11万5千)の頃から住民に親しまれていると聞く。日本的な雰囲気のなか、散歩すると「心のオアシス」としての存在感がある。都会の喧騒から離れて「心の安らぎ」を感じるからかもしれない。

近くにある東久留米市南沢「竹林公園」は東久留米市駅の西口の広告塔にも大きく紹介されているが気が付く人は少なくない。竹林公園の入口も車で通り過ごしてしまいそうなところに標識がある。南沢交番から約2キロ位歩くと左に曲がってクランク型に歩くと「㈱篠宮土建」が見え、その前を約200メートルいくと左側に入口がある。是非、時間を見つけて観光に出かけてみてはいかがでしょう!!

記　広報委員　正岡武幸

地域のイベント情報

東久留米 音楽祭ー音楽の集い

「音楽のまち」－ひがしくるめ

都会の特徴的存在として気が付いていないが、レヴェルの高い音楽の集いがある。大門中学や地元中学では吹奏楽が盛んである。市民の音楽活動も盛んである。「東久留米市吹奏楽団」がある。春先にまろにえホール演奏会が開かれる。だから都心23区内のベッドタウンとして静かな街ですが意外と市民は「音楽」に憧れ、音楽に酔いしれていると言えよう。周辺に音楽大学も多く教育レヴェルも高い。

農業の街であるが、静かな音楽を好む住民が多い事の表れである。楽器も弦楽器から吹奏楽器など多彩である。古典(邦楽)－「ひちりき」「二胡」(中国唐の王朝の時代の楽器)(写真中央)など、セミプロの方が多い。それだけ「音楽」への情熱を傾けて練習している。心の空白と心の栄養素は音楽なのだ！

記　広報委員　正岡武幸

清瀬 きよせカタクリまつり・さくらまつりを開催

清瀬の春の恒例となっている「カタクリまつり」と「さくらまつり」を開催します。

きよせカタクリまつり

日時　3月30日(土)～4月7日(日)

場所　清瀬中里緑地保全地域、第四小学校他

※直接会場へ。3月30日・31日には、第四小学校などで自然観察会や手作りコーナー、販売コーナー、野点体験コーナーなどのイベントも実施します。

※駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

きよせさくらまつり

日時　3月下旬～4月上旬

期間中の毎日午後6時～9時まで、会場内に設置したちょうちんを点灯します。

場所　台田運動広場

※道路への駐車は地域の方々の迷惑になりますので絶対にしないでください。ごみの持ち帰りにご協力ください。

お問合せ　清瀬市役所都市整備部水と緑の環境課　【電話】042－492－5111

東村山法人会 平成24年税金クイズ集計結果

昨年の10月から11月にかけて管内各市で、市民・産業祭りが開催されました。そこで東村山法人会はブースを出展し、税金クイズを実施しました。ご来場者にご協力頂きました税金クイズの結果をお知らせします。

			東村山ブロック 実施日 11月10日・11日		小平ブロック 実施日 11月10日		西東京ブロック 実施日 11月10日・11日		東久留米ブロック 実施日 11月10日・11日		清瀬ブロック 実施日 10月21日	
問題①	あなたは東村山法人会を	A.知っている	792	74.2%	200	71.7%	313	72.3%	512	70.7%	400	67.1%
		B.知らない	275	25.8%	79	28.3%	120	27.7%	212	29.3%	196	32.9%
		回答数	1067		279		433		724		596	
問題②	東村山税務署管内にはいくつの市があるでしょうか？	A.1市	60	5.7%	40	13.5%	29	6.8%	40	5.4%	60	10.5%
		B.5市	961	90.7%	213	72.0%	321	75.4%	644	87.6%	425	74.3%
		C.6市	39	3.7%	43	14.5%	76	17.8%	51	6.9%	87	15.2%
		回答数	1060		296		426		735		572	
問題③	公立小学生1人の1年間の教育に税金はいくら使われているでしょうか？	A.約11万円	64	6.1%	61	19.7%	49	11.6%	69	9.0%	153	26.7%
		B.約62万円	135	12.8%	138	44.7%	174	41.3%	266	34.8%	285	49.8%
		C.約85万円	857	81.2%	110	35.6%	198	47.0%	429	56.2%	134	23.4%
		回答数	1056		309		421		764		572	
問題④	会社が支払う給料からあらかじめ税金(所得税)を差し引くことを何というでしょうか？	A.確定申告	48	4.5%	46	15.5%	62	14.3%	49	6.4%	104	17.6%
		B.分離課税	23	2.2%	15	5.1%	23	5.3%	42	5.5%	34	5.8%
		C.源泉徴収	987	93.3%	236	79.5%	348	80.4%	670	88.0%	453	76.6%
		回答数	1058		297		433		761		591	
問題⑤	1年間の区市町村のゴミ処理費用は国民1人当たりいくらでしょうか？	A.約6千円	29	2.7%	35	11.8%	35	8.0%	38	5.1%	73	12.5%
		B.約1万6千円	934	88.4%	187	63.2%	320	73.2%	618	83.3%	376	64.6%
		C.約10万6千円	94	8.9%	74	25.0%	82	18.8%	86	11.6%	133	22.9%
		回答数	1057		296		437		742		582	
問題⑥	国の歳出(支出)で一番多いのは何でしょうか？	A.社会保障関係費	908	86.6%	159	53.5%	263	63.4%	557	78.8%	271	47.4%
		B.国債	65	6.2%	66	22.2%	82	19.8%	75	10.6%	159	27.8%
		C.公共事業関係費	76	7.2%	72	24.2%	70	16.9%	75	10.6%	142	24.8%
		回答数	1049		297		415		707		572	
性別		男	275	26.2%	80	27.3%	117	27.5%	218	30.4%	161	27.4%
		女	775	73.8%	213	72.7%	309	72.5%	499	69.6%	427	72.6%
		回答数	1050		293		426		717		588	
年代		10代	33	3.1%	11	4.0%	9	2.1%	18	2.6%	6	1.0%
		20代	22	2.1%	0	0.0%	2	0.5%	13	1.9%	18	3.0%
		30代	72	6.8%	12	4.3%	36	8.4%	50	7.3%	53	8.9%
		40代	140	13.2%	28	10.1%	65	15.2%	66	9.6%	75	12.6%
		50代	150	14.1%	38	13.7%	53	12.4%	87	12.7%	95	16.0%
		60歳以上	644	60.7%	188	67.9%	263	61.4%	450	65.8%	346	58.3%
		回答数	1061		277		428		684		593	

正解

問題1：該当するところ　問題2：B(5市)　問題3：C(約85万円)
問題4：C(源泉徴収)　問題5：B(約1万6千円)　問題6：A(社会保障関係費)

■は正解率

東村山法人会セミナーのご案内

参加費無料!!

税務教室「租税公課について」	4月10日(水)	15時～16時
税務教室「役員給与について」	5月8日(水)	15時～16時
決算法人説明会	4月2日(火)	13時30分～16時
決算法人説明会	4月3日(水)	13時30分～16時
決算法人説明会	5月14日(火)	13時30分～16時
新設法人説明会	4月17日(水)	13時30分～16時
新設法人説明会	5月29日(水)	13時30分～16時

※決算法人説明会と新設法人説明会はどちらの日程も同一内容です。ご都合のよい日にお越し下さい。

どなたでもご参加お待ちしています！
参加ご希望の方は東村山法人会へお電話下さい。

☎ 042-394-7654

会社経営に潜む問題解決セミナーに参加して

◀参加された皆様

▶武井先生

平成24年12月6日(木)に東村山法人会主催の上記セミナーに参加しました。講師は富山大学・青山学院大学・大阪大学教授を歴任された我が国のリスク・マネジメントのパイオニアである武井勲先生でした。

まず、企業経営において、様々な場面で決断を下さねばならないときに、得られる利益(ベネフィット)と想定される企業成長阻害要因(リスク)を考慮し最善で最適の道を選ぶことが肝要であること。

次に、経営中枢部と密接に関わるリスクマネージメント部又はリスクマネージャーを設置し、あらゆるリスクを洗い出し、その損害額を試算し、対応策を立案できるスペシャリストを育成してゆくこと。

以上、2点を高速バス事故や最高幹部の背任行為により企業が大打撃を受けたことなどを交え、企業継続プランの豊富な実例とともに熱く語られました。誠にタイムリーでためになるセミナーでした。

社労士column

高年法改正による 今後の継続雇用の行方

1. 高年齢者雇用安定のため、継続雇用制度の対象者の選別基準を廃止することなどの改正法が本年４月１日から施行されます。

2. 本年４月までに、企業は
   - ・65歳以上までの定年引上げ
   - ・65歳までの継続雇用の選別基準を規定する労使協定を廃止して希望者全員を65歳まで継続雇用する制度への改正(経過措置があります。)
   - ・定年の定めの廃止

   のいずれかの対応が義務づけられています。

3. 社外(子会社及び関連会社)でも65歳までの継続雇用が可能となるほか、改正法に基づく雇用確保措置を導入しない企業には、個別指導や是正勧告に加え当該企業名公表などの措置がなされます。

4. 勤務先に定年後の継続雇用を恣意的に拒否された労組書記長Ｏ氏(64)が、同社に地位確認を求めた訴訟の上告審判決が昨年11月29日、最高裁第１小法廷であり、解雇権乱用法理を類推適用して雇用関係の存続を認め、同社は雇用存続と未払い賃金の支払いを命じられました。

5. Ｏ氏含み３人の組合員だけが低い査定がなされて継続雇用されず、判決では、継続雇用の基準に合致する者は定年後も雇用継続を期待する合理的理由があり、特定の理由により雇用継続を恣意的に行わないのは解雇権乱用と類推できるので、雇用関係は存続していると判断され、会社側上告は棄却されました。高年齢者雇用安定法(高年法)下の再雇用拒否事件で、最高裁による初めての判断。

6. 超スピードで進む高齢化の中で、年金受給時期と収入のギャップをどう埋めてゆくか真剣にそして待ったなしでマネジメントすることが求められています。

筆者紹介　石津　雄美（いしづ　たかよし）

H.24.9.1現在

石津社労士事務所　所長［特定社会保険労務士、東京都社労士会武蔵野支部所属］
オールフォーオール　代表［経営コンサルタント、損保ジャパひまわり生命保険(株)代理店、
国分寺商工会会員、国分寺市役所行政協力相談員、板橋青色申告会会員、
東京都商工会連合会エキスパートバンク担当専門家、シーツー㈱代理店、
Ｏ３Ｓ(ワンストップソリューションサービスチーム＝ＡＦＡＣ主宰]

略　歴

●昭和53年：中央大学法学部法律学科卒業
損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
●保有資格：特級一般、ライフ・コンサルタント(生保協会)、
年金アドバイザー３級(銀行業務検定)、社会保険労務士(平成10年11月)
●平成18年：第１回個別労働紛争解決手続代理業務資格－特定社労士資格取得

事務所

所　在　地　〒185-0002 国分寺市東戸倉２-３-43
ＴＥＬ/ＦＡＸ　０４２-３２１-２５８６
携帯ＴＥＬ　０９０-１７３８-７９９１
ｅ-ＭＡＩＬ　07159596012@jcom.home.ne.jp
携帯ＨＰ　http://www.just.st/7162591

法人会にご入会下さい

1 法人会は法人の学校であり良き相談相手を見つけることが出来る魅力ある経営者の団体です

①税務、経営等に関する様々な説明会、研修会及び無料労務相談会を開催しております。
決算法人説明会、新設法人説明会、税務教室、e-Tax講習会、パソコン教室など税務、経営に役立つ研修を開催しています。
②本部、ブロック、支部による会員相互の異業種交流を行なっています。

2 法人会は幅広い相互扶助事業を行なっています

①生命保険と損害保険を組み合わせた事故死亡の場合最高1億円の保障が得られる経営者大型保障制度に加入できます。
②特定退職金共済制度に加入でき大企業なみの退職金制度を確立できます。
③経営者、従業員の健康管理のため生活習慣病健診を特別料金で受診できます。

3 法人会は税制改正要望運動を推進しています

全国100万社の法人会の大きな力で、税法が私達中小法人に有利になるよう税制改正要望運動を行なっています。

ご入会に関するお申し込み・お問い合せ　東村山法人会　TEL 042-394-7654

新入会員紹介

自 平成24年11月1日～至 平成24年12月31日

所属支部名	所　在　地	法　人　名	代表者氏名	業　　種	電話番号
東村山第3支部	東村山市久米川町1-29-47	(株)藤本工業	藤本　崇之	建　設　業	042-398-0713
東村山第6支部	東村山市栄町2-9-25	(株)クリエイト西武	向　　久雄	不動産業	042-393-7771
東村山第6支部	東村山市栄町2-9-25	(株)明治建設	向　　久雄	不動産業	042-393-7810
小平第3支部	小平市学園東町2-8-30-104	光真電設(有)	千原　裕一	電気工事業	042-348-3966
保谷第1支部	西東京市ひばりが丘北3-7-14	(有)ファインプランニング	安田　峰康	損害保険・生命保険代理業	042-439-3671

新入会員紹介コーナー

法人名	株式会社フォレストバーウッド
代表者	林 研志
住　所	小平市学園東町3-2-3
電　話	042-318-1541
支　部	小平第3支部
H　P	http://forestbarwood.net/

私たちの事業テーマは「ソウゾウをカタチにしよう」です。それは、お客様の「やってみたい」という「ソウゾウ」を、より具体的な「カタチ」にすることです。
開発事業では、私たち食品流通業界の現場経験者が中心となり「食品流通業の企業様向けシステム」の開発をします。
また、支援事業では、経験に基づいた注文データ入力や在庫管理、運送手配等のお手伝いをします。
そして、営業支援では、経験で得た「取引先」との連携で輪を広げます。現場経験者の私たちは「存在価値は現場にある」をキーワードに、お客様との共栄共存を目指します。

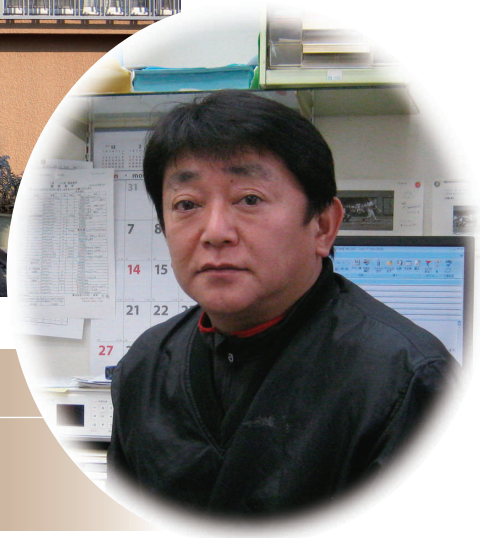

人人

ひとひと

街（ひと）への想い

青年部会副部会長（清瀬第１支部）

小林　浩さん

父親が長野県から兄を頼り上京し、兄が経営していた電気店に勤め、清瀬在住の母親と出あい結婚、兄から電気店を譲り受け、今の電気工事店になったと聞いています。

私は、昭和４０年に清瀬で生まれ、清瀬で育ちました。子供のころは野球が大好きで、学校から帰ると、家に入らず、玄関にカバンを投げ捨て、当時、自宅前の空き地で野球をしている子供でした。

そんな私が、父の会社に入社したのは昭和６２年になります。業務内容としては、主に一般住宅の屋内配線工事になります。自宅兼店舗では、近隣のお客様に、家電販売取付工事も行っています。エコ化の時代　お客様には省エネの提案と安全な電気の使用を推進しています。

私生活では、妻、息子と娘がおり家族４人と犬１匹（ミニチュア）と生活しています。息子も学生の今、やはり野球をしていて、少年野球時代は、私も一緒に名ばかりですがコーチをやらせてもらい、楽しい休日を送らせてもらいました。

当部会、法人会青年部会の入部は結婚してすぐ位、地元の先輩に誘われて入りました。たぶん２３年目に突入だと思います。在籍年数だけは長いのですが、その間他団体、商工会青年部、地元消防団に誘われ多忙を理由に、法人会活動では不良部会員でした。

そんな私が１昨年前より青年部会の副部会長に推薦され、役員として会議等々に参加させて頂いております。その中で公益化の事を知り、何か地元（街）の役に立てる事はないかと考え、昨年、地域防災講習会を開かせて頂きました。元々、研修系の事業は苦手でしたが、現青年部会役員の皆さんのアドバイスや、清瀬市長、清瀬消防署長、清瀬市消防団長の理解もあり７月７日七夕の日に清瀬のアミューホールで執り行いました。事業内容は、消防署長の（近隣５市）東村山法人会管内の大震災時、被害想定の講演、防災塾塾長水島重光先生の講演又、震災の備えのポスター作成、清瀬市内全世帯配布の３本立てで行いました。

在籍年数だけ長い私も　最後に皆さんのおかげで良い思い出が出来ました。このような経験が出来たのも、会に属していたからこそだと思います。私を誘ってくれた先輩方、一緒に事業に参加してくれた仲間たち、今後も会を盛り立ててくれる後輩たちに感謝します。

最後に、この街で必要な電気屋さんと呼ばれる日を目標に、商売の方も頑張っていこうと思っています。

（有）小林電気　代表取締役

田母神俊雄先生

新春講演会

世界の諸情勢と日本の進む道

撮影／Shiwori

社団法人東村山法人会主催の新春講演会が平成25年1月10日（木）15時30分より立川グランドホテルに於いて立川都税事務所長を始めとするご来賓のご参加を得て開催されました。今年は元航空幕僚長であり、統合幕僚学校長、航空総司令官を歴任された田母神俊雄氏を講師にお迎えし「世界の諸情勢と日本の進む道」と題して講演して頂きました。以下に広報委員正岡武幸氏による講演要旨をご紹介します。

▲ 参加されたご来賓

記　広報委員　正岡武幸

諸外国との外交と防衛の因果関係について詳しく語った。「日本経済は底力を持っている。ドシドシインフレ政策を伸ばして行くことが懸命である。円高より円安のほうが日本貿易の鍵である。日本銀行の協力体制が肝要。結びとしてGDPは国の経済成長にとって源泉である。」と述べ、さらに情報操作と第三国の諜報活動に対する情報防衛や歴史認識も重要である。講演内容は多岐に渡りユーモアを交え面白かった。

新年賀詞交歓会

新春講演会に引き続き、新年賀詞交歓会が開催されました。最初に小川会長から、「現在、東京都へ公益社団法人への移行を申請中であり、4月1日には公益社団法人東村山法人会として生まれ変わります。移行後はより一層地域社会に貢献する法人会として活動してゆきたいと考えています。また、今年は東村山法人会が創立して40年目となります。創立40周年を記念して6月19日に講演会、式典及び祝賀会を開催するので大勢の会員の参加をお願いします。」と新春の挨拶がありました。

引き続き、来賓を代表して3名の方から挨拶を頂き、東村山法人会への感謝のお言葉の他、黒坂東村山税務署長は「東村山税務署として税務行政を通じ地域に貢献できるよう努めているが、反面、税務署職員は会社経営に苦労されている法人会の皆様から多々教えられており育てられています。また、東村山法人会は、最近、租税教室を始めとする公益活動を積極的に行なっており子供達のため地域の為にも貢献されています。」と、宮本立川都税事務所長は「東京都は新しい知事のもと、東日本大震災の教訓を踏まえた災害に強い街づくり、福祉医療の充実さらに雇用環境の整備など都民の皆様が安心して暮らしていける施策を推進しています。都税事務所としましても公正かつ公正な課税、徴収の推進に努めてまいります。」と、渡部東村山市長は、「昨年発足の安倍自民党政権のアベノミクスでは地方自治体も町づくり、地域経済活性化が期待でき東村山市としても大いに期待しています。地域活性化のひとつとして西武新宿線5カ所に高架橋を施し交通渋滞緩和と駅の東西の一体化に着手するとともに、また国体が東村山市でも開かれ地域の経済の活性化に繋げていきます。」と話されました。

今年は交歓会の中で新入会員の紹介を行ないました。平成23・24年度に入会された13社にご参加頂き一人一人から会社紹介や入会に対する意気込みを語って頂きました。毎年恒例の新年福引大会では、沢山の賞と豪華な景品に会場は大変、盛り上がりました。

◀小川会長

◀黒坂税務署長

◀宮本立川都税事務所長

▶渡部東村山市長

▶新入会員の皆様

▶当選おめでとうございます

年度最後の説明会

源泉部会

1月21日(月)14時より、本年度最後の研修会となる源泉部会の第4回研修会が、東村山法人会館にて参加者17名のもと開催されました。

講師として東村山税務署の担当官をお招きし、「給与所得者の確定申告等について」と題し、約2時間説明していただきました。

最初に本橋統括官より、事例集を基に、誤りやすいポイントの解説がありました。具体的で有益な内容でした。

続いて、菊谷推進官よりパソコンを使った、所得税の確定申告書の作り方の講習がありました。国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」を使用して分かり易く説明していただきました。

質問コーナーもあり、非常に有意義な研修となりました。

▶本橋統括官

▶菊谷推進官

従業員のための退職金を計画的に準備できます。

東法連 特定退職金共済制度

優秀な人材の確保、定着化に役立ちます。

特退共制度の5つの魅力

1. 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
2. 掛金は全額損金(または必要経費)に算入できます。
3. 過去勤務期間の通算の取扱いを利用できます。(新規加入時のみ)
4. 中退共(中小企業退職金共済制度)との重複加入が可能です。
5. 簡単な手続きで加入いただけます。

東法連特退共制度の仕組み

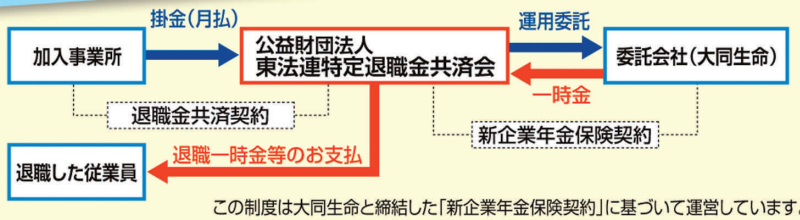

この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

公益財団法人東法連 特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約6千社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

資料請求・お問い合わせは TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区坂町13番地4 全法連会館3階
TEL：03-3357-1641 FAX：03-3357-1642
http://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp

西村副ブロック長に 立川都税事務所長感謝状

平成24年度立川都税事務所長感謝状贈呈式が11月28日（水）14時30分、ザ・クレストホテル立川に於いて行なわれました。

当会からは副ブロック長・常任理事の西村年博氏に授与されました。副ブロック長として法人会事業で活躍され税務行政に貢献された功績による受彰です。

いよいよ4月1日から 公益社団法人へ移行します!!（予定）

- 賛助会員が新設され個人でも入会できるようになります。
- 会費が一部変わります。

社団法人東村山法人会は、現在公益社団法人への移行を東京都に申請中であり、認定されれば、平成25年４月１日に”公益社団法人東村山法人会”に移行します。

公益社団法人への移行後は、会員（法人）の名称が”正会員”となる他、新たに賛助会員が追加されます。賛助会員は、総会での議決権はありませんが、個人でも入会でき、会や支部等の活動への参加、法人会の福利厚生制度の利用等は、正会員と同じです。

なお、東村山法人会の管内に複数の支店、営業所がある法人の場合、１店を除き賛助会員となります。細部は３月以降個別に調整させて頂く予定です。

また、会費が一部変わります。現在、平成18年４月以前に設立され資本金が600万円未満の法人の会費は、資本金の額に応じ1000円、700円に分かれております。しかし、移行後の４月からは、資本金600万円未満の正会員の会費が全て1000円になります。また、賛助会員の会費が追加されます。

公益社団法人移行後の会費

（平成25年４月１日以降）

	資　本　金	月　額
正会員	600万円未満	1,000円
	600万円以上　2,000万円未満	1,500円
	2,000万円以上　5,000万円未満	2,500円
	5,000万円以上　1億円未満	3,000円
	1億円以上	5,000円
	管内に事業所を有する法人、医療法人、学校法人、宗教法人、ＮＰＯ法人、公益法人等	500円
賛助会員		500円

ブロック等 活動状況

ボウリング大会報告

東村山第２支部

「景気を呼ぶストライク」

平成24年11月30日（金）久米川ボウルにて、午後６時30分より昨年に続き東村山法人会第２支部のボウリング大会を開催いたしました。小山仙蔵副支部長の始球式での「ストライク」を号砲に大会をスタートいたしました。日頃の運動不足の人々も、自己アピールを希望と共にボールに込め軽快な音を連発しておりました。

終了後の懇親会の賞品の授与等、和気あいあいの仲で交流を深め、楽しいひと時を共有し有意義な大会となりました。

クリーン作戦報告

東村山第５支部

「定着なるか野火止クリーン作戦」

平成24年11月25日（日）快晴、９時30分約束の集合地、石橋に役員５人が勢揃いした。今回は、丸旗商事秦社長の提案でエコ台車１台が加わり法人会の環境美化デーの手作りの旗を青葉駐在所提供のひったくり防止ののぼりを縛り付け（有）山藤山本社長、（有）高橋製作所社長、南部空調（株）苗代幅社長、川崎金属工業（有）川崎支部長、各自自慢の手作り道具を開陳、集合写真で気勢を挙げて出発！

台車を押す姿が子連れ狼を連想する処から道行く人が微笑んで声援を送り、行き交う自動車も安全を考慮して応援。まさに宣伝効果満点。その為か、ゴミも満杯、途中で仮置きする始末。沿道の住民の美意識が野火止用水の清掃・美観に大きく影響するやに感じる。新青梅街道間近の都営住宅の前は毎回のことなれど清掃され亀の甲羅干し場所まで整備され小さな魚から真鯉、緋鯉特に３匹の大きいのがいてきざみキャベツをよく食べ食事時には大変な騒ぎとボランティアの八木さんも毎日大忙しとのこと。感激して気持ちも一緒に記念写真に収める。

功罪半ばする大量のゴミを（約110kg）を加藤商事（株）（堀井竜三氏）にお願いする。帰路は一転、空台車を乗せて貰い「いざり勝五郎」と決め込んで一路昼食のそば処へ。万歩計は約7,000歩。鴨そば一杯ですっかりご機嫌になり13時30分解散する。

記　東村山第5支部　山本藤夫

忘年懇親会報告

小平ブロック

仲澤ブロック長ご挨拶

平成24年12月６日（木）18時、橙や小平本店に於いて、小平ブロック忘年懇親会が開催されました。今年１年を振り返り仲澤ブロック長のご挨拶を頂いた後、乾杯のご発声、ご歓談へと続きました。

参加された会員は東村山法人会の一層の発展と団結を誓い、定刻通り終了致しました。

新春講演会と親睦新年会

小平第３支部

平成25年１月30日（水）、小平第３支部で恒例の新春講演会と親睦新年会が一橋学園駅近くの招来菜館で開催されました。

第１部は、２月12日のＲ－１グランプリ決勝に出場した三遊亭こうもりさんによるだじゃれ落語で参加者全員大いに笑い楽しみました。

第２部は、招来菜館の美味なる中華料理と紹興酒に舌鼓を打ちつつ懇親を深めた後、小田支部長以下会員皆様の提供による豪華賞品盛り沢山、はずれなしの恒例ビンゴゲームで大変盛り上がりました。

三遊亭こうもりさん

西東京ブロック役員会を開催

西東京ブロック

尾林ブロック長の挨拶

平成24年12月11日（火）午後６時30分、日本海庄や田無店に於いて西東京ブロックの各支部合同役員会が開催されました。

来年度からの支部統合を控え、年末の慌ただしい中ではありましたが、役員一同に加え新支部長予定者のもお集まり頂きました。尾林ブロック長の挨拶と今後のブロックの統合に関するご説明の後、一年の労苦を労うと共に役員の相互の親睦を深めました。

参加された役員

研修会報告

東久留米ブロック

東久留米商工会館にて

「振り込め詐欺について」

東久留米ブロック合同研修会が12月４日（火）に東久留米商工会館にて開催され、警察庁田無警察署、生活保全課長の織田茂人氏による「振り込め詐欺について」と題した講演が行われました。

平成23年中に発生した振り込め詐欺は、東久留米市内で37件、被害金額は約１億円とお聞きし驚きました。少しでも不審に感じたり、不安になったら、すぐ警察に相談することが大切だと痛感しました。

法人会行事のご案内

平成25年１月25日現在

月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場　所	月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場　所
３/４(月)	11:40	第６回広報委員会	義	４/２(火)	13:30	決算法人説明会	法人会館
３/７(木)	14:00	第３回周年事業実行委員会	法人会館	４/３(水)	13:30	決算法人説明会	〃
３/11(月)	14:00	第４回女性部会役員	〃	４/10(水)	15:00	第１回税務教室	〃
３/12(火)	13:30	決算法人説明会	〃	４/11(木)		[全法連]全国女性フォーラム(愛知大会)	ウェスティンナゴヤキャッスル
３/13(水)	13:00	労務・経営相談会	〃	４/16(火)	13:30	ｅ－Ｔａｘ講習会	法人会館
３/15(金)	13:30	新設法人説明会	〃	４/17(水)	13:30	新設法人説明会	〃
３/19(火)	13:30	ｅ－Ｔａｘ講習会	〃	４/23(火)		女性部会第17回報告会	〃
３/26(火)	14:00	第10回税務教室	〃	４/24(水)	15:00	青年部会第31回報告会	〃

東村山法人会第20回厚生親睦ゴルフ大会

日 時　平成25年６月６日(木)　スタート８時　※雨天決行

場 所　高坂カントリークラブ
(東松山市高坂1916-1　TEL　0493-34-3311)

大会に関するお問い合わせは　東村山法人会　TEL 042-394-7654

※詳細は同封のチラシをご覧下さい。

あなたの撮った写真を募集しています

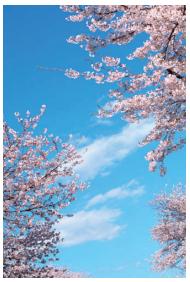

東村山法人会会報(当誌)の表紙を飾る写真を募集しています。地域の話題のスポット、季節を彩る木々、庭園、公園、街の風景などあなたの心に残る写真を募集しています。

募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。選考し採用された写真を掲載させて頂きます。
なお、頂きました写真は本会報紙に掲載する目的以外では使用致しません。

募集規定

2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。
(ＪＰＧ、ＴＩＦＦ推奨)

応 募 先

東村山法人会事務局　広報担当宛て
〒189-0014　東村山市本町1-23-6
ＴＥＬ：042-394-7654
e-mail：info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

社団法人東村山法人会報[225号]　平成25年２月20日発行

発行：社団法人東村山法人会　編集：社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014　東京都東村山市本町1-23-6　TEL：042-394-7654
www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp

制作：株式会社ドライブドリームストーリー

禁無断転載